

平成18年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等

新都市整備事業会計の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理

| 指 摘 事 項 | 措 置 内 容 | 措置状況 |
|--|---|--------------|
| <p>第4章 包括外部監査の結果及び意見 新都市整備事業会計の採用する会計処理について</p> <p>7 退職給与引当金（報告書32頁～33頁） 決算書に計上されている退職給与引当金は、平成12年度から引当計上されています。ただし、平成12年当初の計上額が3,052,262千円と多額であることから、15年間で分割計上されており、計上不足額が1,831,357千円生じております。</p> <p>企業会計では、「退職給付会計に係る会計基準」が平成12年4月1日以降開始事業年度より導入されました。その際経過措置として、そこで、新たな基準の採用により生じる影響額は、通常の会計処理とは区分して、15年以内の一定の年数の按分額を当該年数にわたって費用として処理することができるよう経過措置を置かれています。</p> <p>これは、新たな基準の採用により、従来合理的とされた処理により長期間にわたり累積された影響が一時点に発現することがあり、この影響をすべて一時に処理することは、企業の経営成績に関する期間比較を損ない期間損益を歪めるおそれがあるためです。従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金を計上することは既に公正な会計慣行として定着しており、会計制度の変更と捉え分割計上することは適切ではありません。なお、地方公営企業法施行に関する命令の実施についての依命通達においては、引当金の計上はできるものとされていますが、分割計上を容認する定めはありません。</p> <p>この退職給与引当金の計上方法について、新都市整備事業会計決算書上に特に記載はなされておりませんが、分割処理の方法及び未計上残高がいくらであるか注記開示により明らかにすべきものと考えます。なお、新都市整備事業会計以外の他の特別会計や地方公社その他外郭団体について退職給付引当金の計上の有無や計上方法に違いが見受けられますが、官庁会計に複式簿記・発生主義会計を導入して適正な自治体の財務諸表を作成し、</p> | <p>平成18年度決算書より、退職給与引当金の計上方法について、分割処理の方法及び未計上残高を注記開示する予定である。</p> | <p>措置方針等</p> |

| 指 摘 事 項 | 措 置 内 容 | 措置状況 |
|---|---------|------|
| <p>様々な目的に役立てようとする動きのあるなか、自治体間の比較可能性などの観点からも問題があります。</p> | | |